

第 1 部 調査の概要

第1部 調査の概要



1 調査目的

平成21年4月1日から施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（いわゆる「青少年インターネット環境整備法」）において、18歳未満の青少年がインターネットへの接続に用いる携帯電話やパーソナルコンピュータ等を利用する際に、民間事業者にフィルタリングの提供などが義務付けられるとともに、保護者に対しては、その保護する青少年に適切にインターネットを利用させる責務などが課されている。

本調査は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を推進するため、平成21年度から毎年度、青少年及びその保護者を対象として、情報モラル教育の認知度、フィルタリングの利用度等を調査し、青少年インターネット環境整備法の実施状況を検証するとともに、青少年のインターネット利用環境整備に関する基礎データを得ることを目的として実施している。なお、平成23年度からは、毎年度、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく一般統計調査として実施している。

2 調査項目

〔ア 青少年調査〕

- (1) インターネットの利用状況
- (2) 家庭のルールやインターネットの危険性に関する学習状況

〔イ 青少年の保護者調査〕

- (1) 青少年のインターネットの利用状況
- (2) インターネットに関する保護者の認識

〔ウ 低年齢層の子供の保護者調査〕

- (1) 子供のインターネットの利用状況
- (2) インターネットに関する子供・保護者の認識

3 調査設計

- (1) 調査地域
日本全国

(2) 調査対象者及び標本数

ア 青少年調査

令和6年11月1日現在で、満10歳から満17歳の青少年 5,000人

イ 青少年の保護者調査

上記アの青少年の同居の保護者 5,000人

ウ 低年齢層の子供の保護者調査

令和6年11月1日現在で、0歳から満9歳の子供と同居する保護者 3,000人

(3) 調査方法

ア 青少年調査

以下の優先順位とする。

①調査員が調査票を用いて、調査対象者に質問を行い、聞き取った内容を調査票に記録する個別面接聴取法によって調査票を回収することを原則とする。

②調査員が調査対象者に調査票を配布し、調査対象者が記入した調査票を回収する訪問配布訪問回収法によって調査票を回収する。

③調査員が調査対象者に調査票を配布し、調査対象者がオンラインにより回答する。

調査対象者の要望若しくは事情等がある場合又は災害等に起因し、①②③が困難な場合は、調査対象者の負担軽減を図るため回収のみ郵送とすることも可能とする。

イ 青少年の保護者調査 および ウ 低年齢層の子供の保護者調査

以下の優先順位とする。

①調査員が調査対象者に調査票を配布し、調査対象者が記入した調査票を回収する訪問配布訪問回収法によって調査票を回収することを原則とする。

②調査員が調査対象者に調査票を配布し、調査対象者がオンラインにより回答する。

調査対象者の要望若しくは事情等がある場合又は災害等に起因し、①②が困難な場合は、調査対象者の負担軽減を図るため回収のみ郵送とすることも可能とする。

(4) 調査期間

令和6年11月1日～12月16日

(5) 標本抽出方法

層化二段無作為抽出法

[層化]

① 全国の市町村を、都道府県を単位として次の 11 地区に分類した。

(地区)

北海道地区＝北海道	(1 道)
東北地区＝青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	(6 県)
関東地区＝茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	(1 都 6 県)
北陸地区＝新潟県、富山県、石川県、福井県	(4 県)
東山地区＝山梨県、長野県、岐阜県	(3 県)
東海地区＝静岡県、愛知県、三重県	(3 県)
近畿地区＝滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	(2 府 4 県)
中国地区＝鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	(5 県)
四国地区＝徳島県、香川県、愛媛県、高知県	(4 県)
北九州地区＝福岡県、佐賀県、長崎県、大分県	(4 県)
南九州地区＝熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	(4 県)

② 各地区においては、さらに都市規模によって次のように 14 分類しそれぞれ第 1 次層として、計 54 層とした。

○大都市（各都市ごとに分類）

（「東京都区部」、「札幌市」、「仙台市」、「さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市」、「新潟市」、「静岡市、浜松市、名古屋市」、「京都市、大阪市、堺市、神戸市」、「岡山市、広島市」、「北九州市、福岡市」、「熊本市」）

○人口 20 万人以上の都市

○人口 10 万人以上の都市

○人口 10 万人未満の都市

○郡部（町村）

(注) ここでいう都市とは、令和 6 年 1 月 1 日現在市制施行の地域である。

また、人口による都市規模の分類は、住民基本台帳に基づく令和 6 年 1 月 1 日現在の人口による。

[標本数の配分及び調査地点数の決定]

ア 青少年調査 および イ 青少年の保護者調査

地区・都市規模別各層における推定母集団数（令和 6 年 1 月 1 日現在の 10 歳から 17 歳までの人口）の大きさにより 250 地点を比例配分し、各調査地点の標本数を 20 とした。

ウ 低年齢層の子供の保護者調査

地区・都市規模別各層における推定母集団数（令和 6 年 1 月 1 日現在の 0 歳から 9 歳までの人口）の大きさにより 150 地点を比例配分し、各調査地点の標本数を 20 とした。

[抽 出]

- ① 第1次抽出単位となる調査地点として、令和2年国勢調査時に設定された調査区を使用した。
- ② 調査地点（大字・町丁目）の抽出は、調査地点数が2地点以上割り当てられた層については、

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{層における当該推定母集団人口（計）}}{\text{層で算出された調査地点数}}$$

を算出し、等間隔抽出法によって抽出した。また、層内での調査地点数が1地点の場合には、乱数表により無作為に抽出した。

- ③ 抽出に際しての各層内における大字・町丁目の配列順序は、令和6年1月1日時点での「全国地方公共団体コード」に従った。
- ④ 調査地点における対象者の抽出は、調査地点の範囲内で標本となる対象者が抽出できるように、

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{調査地点における当該母集団人口}}{\text{調査地点抽出標本数}}$$

を算出し、住民基本台帳より等間隔抽出法によって抽出した。

なお、上記の方法により抽出した調査地点において、住民基本台帳閲覧可能回数の上限等により、止むを得ず住民基本台帳の閲覧ができないときは、地域と都市規模が同一の地点のうち、未選定の自治体の中から、市区町村コードが最も近い自治体を再抽出する。市区町村コードが最も近い自治体が2件ある場合には、市区町村コードの番号が若い自治体を選定する。

※令和6年度調査では、上記の方法により抽出した調査地点において、止むを得ず住民基本台帳の閲覧ができない調査地点はなかった。

〔結果〕

以上の抽出作業の結果得られた地区別標本数・調査地点数は次のとおりである。

〔ア 青少年調査 および イ 青少年の保護者調査〕

都市名	標本数	地点数	都市名	標本数	地点数
東京都区部	320	16	名古屋市	100	5
札幌市	80	4	京都市	60	3
仙台市	40	2	大阪市	80	4
さいたま市	40	2	堺市	40	2
千葉市	40	2	神戸市	60	3
横浜市	140	7	岡山市	20	1
川崎市	60	3	広島市	60	3
相模原市	40	2	北九州市	40	2
新潟市	20	1	福岡市	60	3
静岡市	20	1	熊本市	40	2
浜松市	20	1			

地区	都市規模											
	大都市		人口 20 万人以上の 都市		人口 10 万人以上の都市		人口 10 万人未満の 都市		郡部 (町村)		計	
	標本数	地点数	標本数	地点数	標本数	地点数	標本数	地点数	標本数	地点数	標本数	地点数
北海道	80	4	20	1	40	2	40	2	40	2	220	11
東北	40	2	80	4	40	2	100	5	60	3	320	16
関東	640	32	420	21	300	15	220	11	60	3	1,640	82
北陸	20	1	60	3	20	1	80	4	20	1	200	10
東山	0	0	40	2	20	1	100	5	40	2	200	10
東海	140	7	120	6	120	6	120	6	40	2	540	27
近畿	240	12	260	13	120	6	160	8	40	2	820	41
中国	80	4	60	3	80	4	60	3	20	1	300	15
四国	0	0	60	3	20	1	40	2	20	1	140	7
北九州	100	5	80	4	40	2	100	5	40	2	360	18
南九州	40	2	60	3	40	2	80	4	40	2	260	13
計	1,380	69	1,260	63	840	42	1,100	55	420	21	5,000	250

[ウ 低年齢層の子供の保護者調査]

都市名	標本数	地点数	都市名	標本数	地点数
東京都区部	220	11	名古屋市	80	4
札幌市	40	2	京都市	40	2
仙台市	20	1	大阪市	60	3
さいたま市	40	2	堺市	0	0
千葉市	20	1	神戸市	40	2
横浜市	80	4	岡山市	20	1
川崎市	40	2	広島市	20	1
相模原市	20	1	北九州市	20	1
新潟市	20	1	福岡市	40	2
静岡市	0	0	熊本市	20	1
浜松市	20	1			

地区	都市規模											
	大都市		人口 20 万人以上の 都市		人口 10 万人以上の都市		人口 10 万人未満の 都市		郡部 (町村)		計	
	標本数	地点数	標本数	地点数	標本数	地点数	標本数	地点数	標本数	地点数	標本数	地点数
北海道	40	2	20	1	20	1	20	1	20	1	120	6
東北	20	1	60	3	20	1	60	3	20	1	180	9
関東	420	21	260	13	180	9	120	6	40	2	1,020	51
北陸	20	1	40	2	20	1	40	2	0	0	120	6
東山	0	0	20	1	20	1	60	3	20	1	120	6
東海	100	5	60	3	80	4	60	3	20	1	320	16
近畿	140	7	160	8	60	3	100	5	20	1	480	24
中国	40	2	40	2	40	2	40	2	20	1	180	9
四国	0	0	40	2	20	1	20	1	20	1	100	5
北九州	60	3	40	2	20	1	60	3	20	1	200	10
南九州	20	1	40	2	20	1	60	3	20	1	160	8
計	860	43	780	39	500	25	640	32	220	11	3,000	150

4 回収結果

(1) 有効回収数（率）

ア 青少年調査	3,129 人 (62.6%)
・ 調査員による個別面接聴取法	911 人 (18.2%)
・ 調査員による訪問配布訪問回収法	1,719 人 (34.4%)
・ WEB 調査法	371 人 (7.4%)
・ 郵送回収法	128 人 (2.6%)
イ 青少年の保護者調査	3,174 人 (63.5%)
・ 調査員による訪問配布訪問回収法	2,663 人 (53.3%)
・ WEB 調査法	387 人 (7.7%)
・ 郵送回収法	124 人 (2.5%)
ウ 低年齢層の子供の保護者調査	1,964 人 (65.5%)
・ 調査員による訪問配布訪問回収法	1,565 人 (52.2%)
・ WEB 調査法	310 人 (10.3%)
・ 郵送回収法	89 人 (3.0%)

(2) 調査不能数

ア 青少年調査	1,871 人 (37.4%)
イ 青少年の保護者調査	1,826 人 (36.5%)
ウ 低年齢層の子供の保護者調査	1,036 人 (34.5%)

—不能内訳—

単位：人

	満 10 歳から満 17 歳 の青少年	保護者	満 0 歳から満 9 歳 の子供の保護者
転居	37 (0.7%)	35 (0.7%)	57 (1.9%)
長期不在	15 (0.3%)	13 (0.3%)	17 (0.6%)
一時不在	316 (6.3%)	318 (6.4%)	213 (7.1%)
住所不明	61 (1.2%)	61 (1.2%)	52 (1.7%)
拒否	1,397 (27.9%)	1,367 (27.3%)	666 (22.2%)
その他 (病気など)	45 (0.9%)	32 (0.6%)	31 (1.0%)

5 調査実施機関

株式会社日本リサーチセンター

6 有識者

本調査の企画及び分析は、次の有識者が行った。

〔有識者（五十音順）〕

青 山 郁 子 （都留文科大学教養学部 教授）
尾 花 紀 子 （ネット教育アナリスト）
金 山 健 一 （神戸親和大学教育学部 教授）
竹 内 和 雄 （兵庫県立大学環境人間学部 教授）
山 崎 篤 史 （全国国公立幼稚園・こども園 PTA 連絡協議会 会長）

※ 所属及び役職名は、令和 7 年 2 月末日時点のものである。

7 報告書を読む際の留意点

- (1) n は質問に対する回答者数で、100%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。
- (2) 標本誤差は回答者数(n)と得られた結果の比率によって異なるが、単純任意抽出法（無作為抽出）を仮定した場合の誤差（95%は信頼できる誤差の範囲）は下表のとおりである。

各回答の 比率 n	10% (又は 90%)	20% (又は 80%)	30% (又は 70%)	40% (又は 60%)	50%
2,500	±1.2	±1.6	±1.8	±1.9	±2.0
2,000	±1.3	±1.8	±2.0	±2.1	±2.2
1,000	±1.9	±2.5	±2.8	±3.0	±3.1
500	±2.6	±3.5	±4.0	±4.3	±4.4
100	±5.9	±7.8	±9.0	±9.6	±9.8

なお、本調査のように層化二段抽出法による場合は標本誤差が若干増減することもある。また、誤差には調査員のミスや回答者の誤解などによる計算不能な非標本誤差もある。

- (3) 質問の種類を示す記号は次のとおりである。
(いくつでも) : 1 人の回答者が 2 つ以上の回答をすることができる複数回答質問 (Multiple Answer) である。複数回答質問の比率は回答数の合計を回答者数(n)で割った比率であり、通常その値は 100%を超える。
〔回答票〕 : 回答の選択肢を列記した「回答票」を示して、その中から回答を選ばせる質問。

- (4) 結果数値 (%) は表章単位未満を四捨五入してあるので、内訳の合計が計に一致しないこともある。
- (5) 統計表等に用いた符号は次のとおりである。
0.0 : 表章単位に満たないが、回答者がいるもの
- : 回答者がいないもの
- (6) 本調査では在学中ではない人も含むため、「青少年調査」では「小学生」、「中学生」、「高校生」の合計値が「総数」に一致しない。また、「青少年の保護者調査」では「小学生の保護者」、「中学生の保護者」、「高校生の保護者」の合計値が「総数」に一致しない。「低年齢層の子供の保護者調査」では年齢無回答を含むため、「通園通学前」、「通園中」、「小学生」の合計値が「総数」に一致しない。
- (7) クロス集計の場合、分析軸の該当者が 50 人未満の場合は標本誤差が大きくなるため、原則として分析の対象からは除いている。
- (8) 青少年調査と青少年の保護者調査で実態を問う同じ質問があるが、両者の回答の不一致がある場合も、データの修正は行わずにそのまま集計している。
- (9) 本文中に引用されている平成 22 年度～令和 5 年度の調査結果は、それぞれ平成 22 年 9 月 1 日～9 月 20 日、平成 23 年 6 月 9 日～6 月 26 日、平成 24 年 11 月 1 日～11 月 11 日、平成 25 年 11 月 9 日～12 月 8 日、平成 26 年 11 月 8 日～12 月 7 日、平成 27 年 11 月 7 日～12 月 6 日、平成 28 年 11 月 5 日～12 月 11 日、平成 29 年 11 月 3 日～12 月 3 日、平成 30 年 11 月 8 日～12 月 9 日、令和 2 年 1 月 10 日～2 月 14 日、令和 2 年 11 月 5 日～12 月 13 日、令和 3 年 11 月 3 日～12 月 14 日、令和 4 年 11 月 3 日～12 月 12 日、令和 5 年 11 月 1 日～12 月 7 日に実施した「青少年のインターネット利用環境実態調査」(標本数は、平成 22 年度が青少年と保護者各 2,000 人、平成 23 年度～平成 25 年度が青少年と保護者各 3,000 人、平成 26 年度～平成 29 年度が青少年と保護者各 5,000 人、平成 30 年度～令和 4 年度が青少年と保護者各 5,000 人及び低年齢層の子供の保護者 3,000 人)、及び平成 29 年 1 月 12 日～1 月 30 日に実施した「低年齢層の子供のインターネット利用環境実態調査」による(標本数は保護者 3,000 人)。
- (10) 平成 28 年度～令和 6 年度の青少年調査の結果は、「調査員による個別面接聴取法(平成 28 年度 3,176 人、平成 29 年度 3,166 人、平成 30 年度 3,006 人、令和元年度 2,939 人、令和 2 年度 1,565 人、令和 3 年度 2,384 人、令和 4 年度 979 人、令和 5 年度 907 人、令和 6 年度 911 人)」及び「調査員による訪問配布訪問回収法(令和 2 年度 1,481 人、令和 3 年度 696 人、令和 4 年度 1,579 人、令和 5 年度 1,830 人、令和 6 年度 1,719 人)」及び「WEB 調査法(平成 28 年度 108 人、平成 29 年度 122 人、平成 30 年度 73 人、令和元年度 255 人、令和 2 年度 388 人、令和 3 年度 161

人、令和4年度450人、令和5年度401人、令和6年度371人）」及び「郵送回収法（令和2年度171人、令和3年度154人、令和4年度222人、令和5年度141人、令和6年度128人）」を合算した有効回収数（平成28年度3,284人、平成29年度3,288人、平成30年度3,079人、令和元年度3,194人、令和2年度3,605人、令和3年度3,395人、令和4年度3,230人、令和5年度3,279人、令和6年度3,129人）の調査結果で分析を行っている。同様に、平成30年度～令和6年度の保護者調査の結果は、「調査員による訪問配布訪問回収法（平成30年度3,385人、令和元年度3,228人、令和2年度3,032人、令和3年度3,242人、令和4年度2,549人、令和5年度2,758人、令和6年度2,663人）」及び「WEB調査法（平成30年度21人、令和元年度115人、令和2年度421人、令和3年度136人、令和4年度491人、令和5年度415人、令和6年度387人）」及び「郵送回収法（平成30年度39人、令和元年度41人、令和2年度180人、令和3年度133人、令和4年度236人、令和5年度149人、令和6年度124人）」を合算した有効回収数（平成30年度3,445人、令和元年度3,384人、令和2年度3,633人、令和3年度3,511人、令和4年度3,276人、令和5年度3,322人、令和6年度3,174人）の調査結果で分析を行っている。また、平成30年度～令和6年度における低年齢層の子供の保護者調査の結果は、「調査員による訪問配布訪問回収法（平成30年度2,229人、令和元年度2,126人、令和2年度1,864人、令和3年度2,156人、令和4年度1,596人、令和5年度1,758人、令和6年度1,565人）」及び「WEB調査法（平成30年度4人、令和元年度61人、令和2年度300人、令和3年度53人、令和4年度358人、令和5年度309人、令和6年度310人）」及び「郵送回収法（平成30年度41人、令和元年度38人、令和2年度83人、令和3年度85人、令和4年度134人、令和5年度93人、令和6年度89人）」を合算した有効回収数（平成30年度2,274人、令和元年度2,225人、令和2年度2,247人、令和3年度2,294人、令和4年度2,088人、令和5年度2,160人、令和6年度1,964人）の調査結果で分析を行っている。

(11) 図表における元号表記は、「年度」を指す。

8 集計表

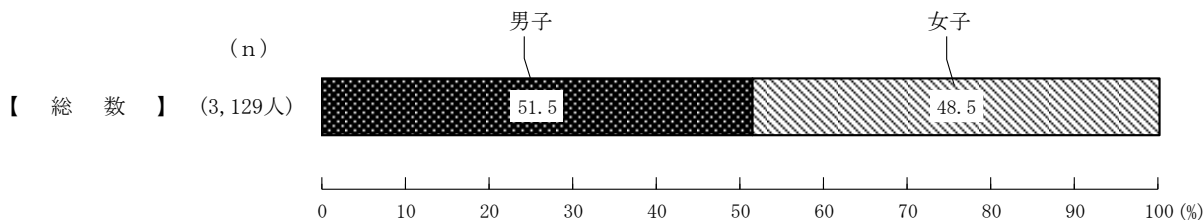
青少年調査集計表、青少年の保護者調査集計表及び低年齢層の子供の保護者調査集計表は、こども家庭庁のウェブサイト及びe-Statに掲載している。

(URL) https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/internet_research/results-etc/
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search?page=1&toukei=00100105>

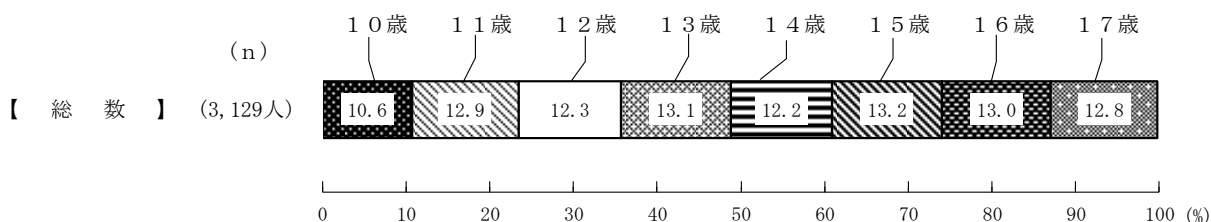
9 回答者の基本属性

[ア 青少年調査]

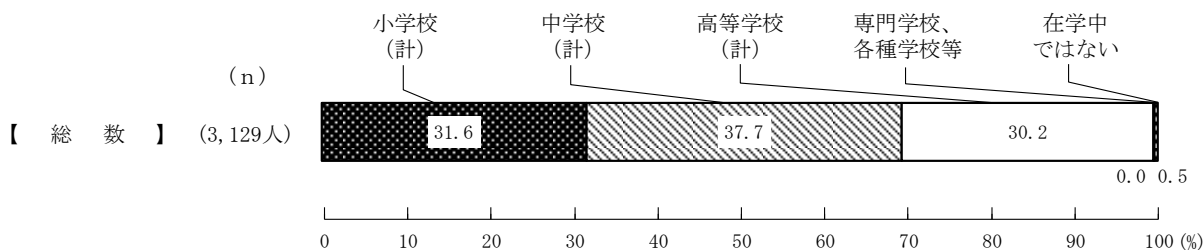
(1) 性別



(2) 年齢

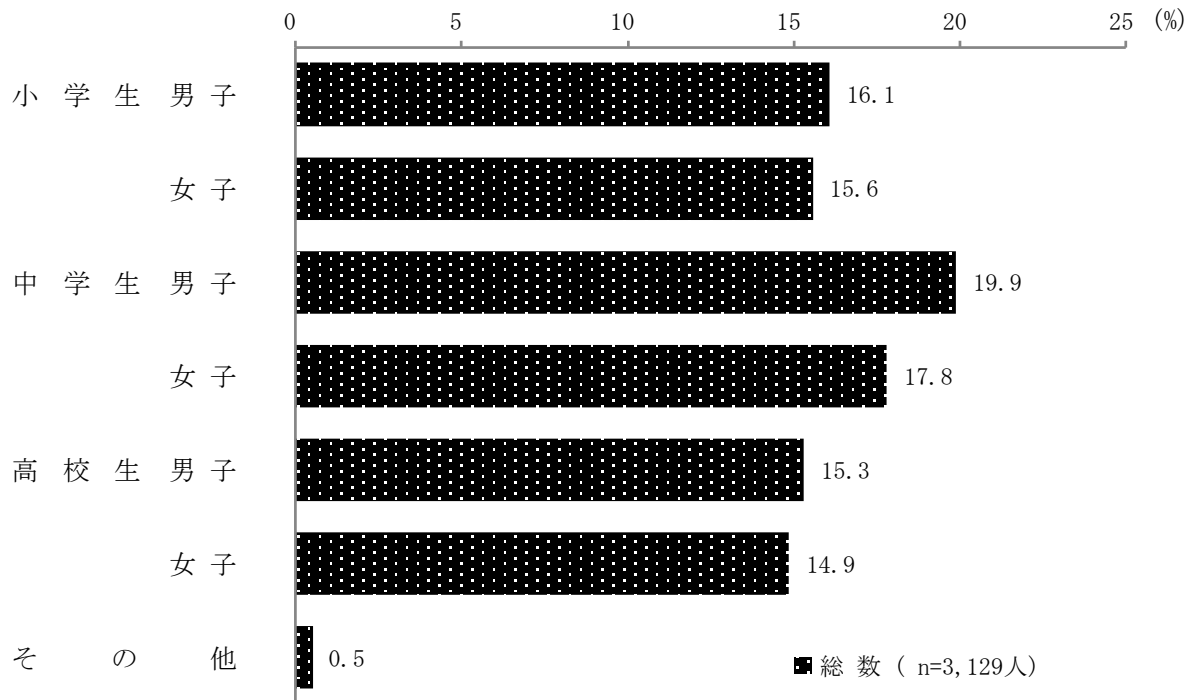


(3) 学年

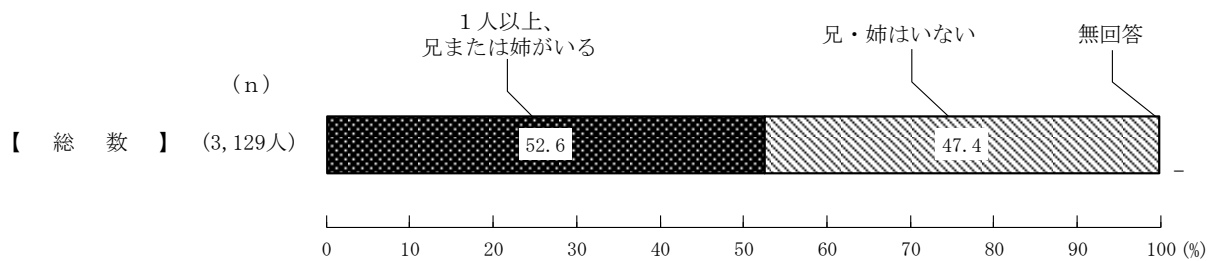


	総数	小学校			中学校			高等学校			専門学校、 各種学校等	在学中 ではない
		4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	1年生	2年生	3年生		
n	3,129	199	407	384	378	421	380	427	390	127	1	15
%	100.0	6.4	13.0	12.3	12.1	13.5	12.1	13.6	12.5	4.1	0.0	0.5

(4) 在学・性別

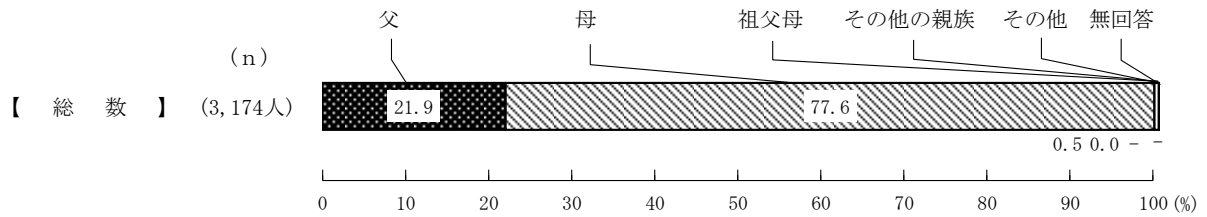


(5) 兄・姉の有無

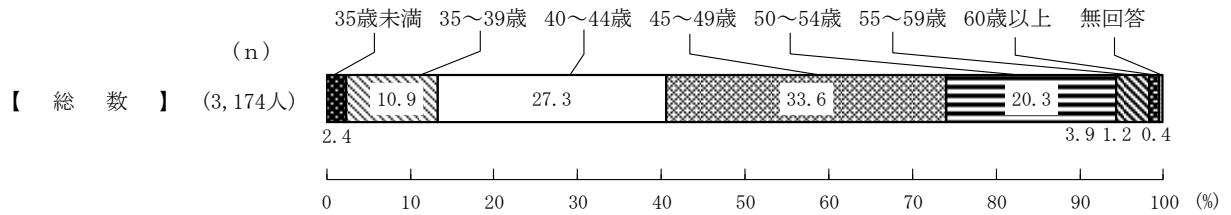


[イ 青少年の保護者調査]

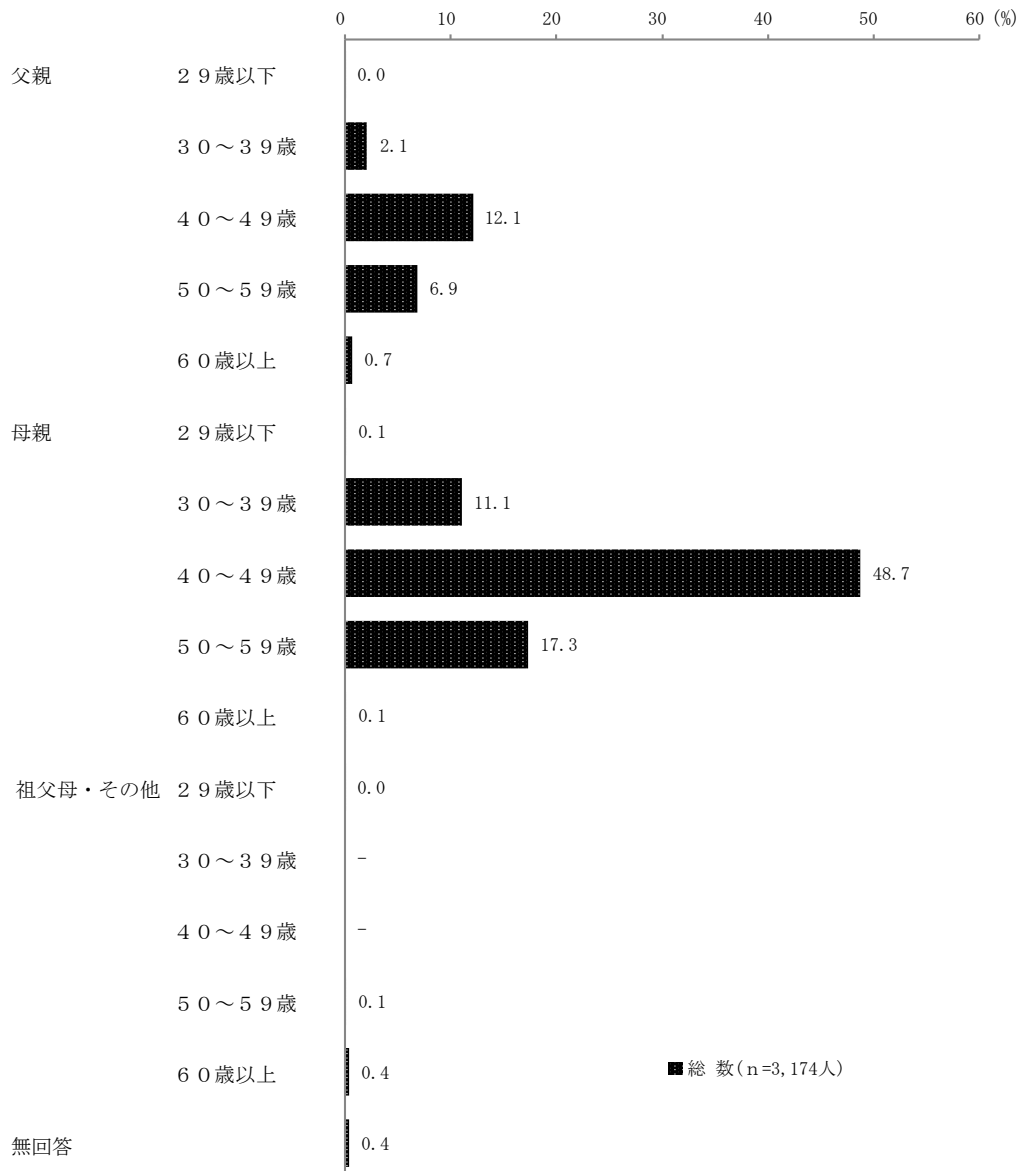
(1) 子供との続柄



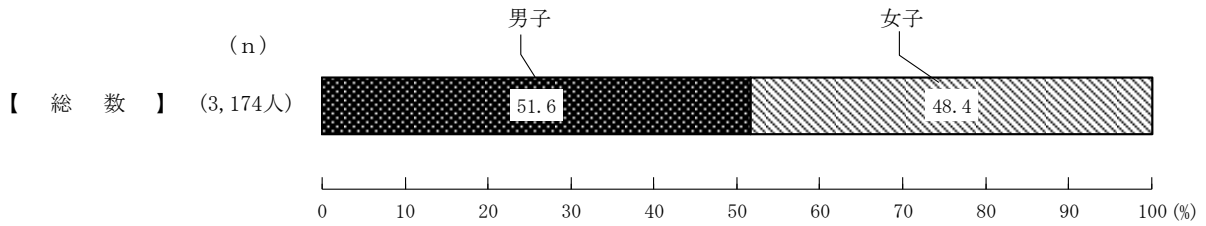
(2) 保護者の年齢



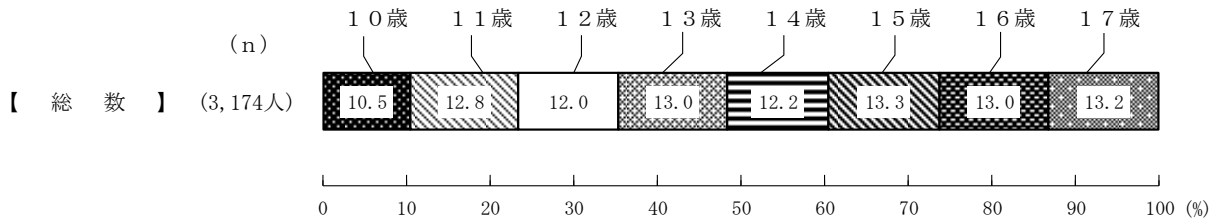
(3) 子供との続柄・保護者の年齢



(4) 子供の性別



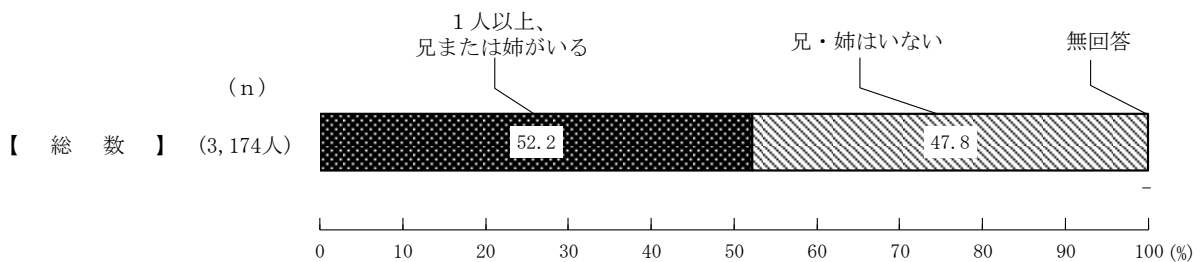
(5) 子供の年齢



(6) 子供の学年

	総数	小学校			中学校			高等学校			専門学校、 各種学校等	在学中ではない
		4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	1年生	2年生	3年生		
n	3,174	202	406	389	379	424	388	435	402	134	0	15
%	100.0	6.4	12.8	12.3	11.9	13.4	12.2	13.7	12.7	4.2	-	0.5

(7) 兄・姉の有無

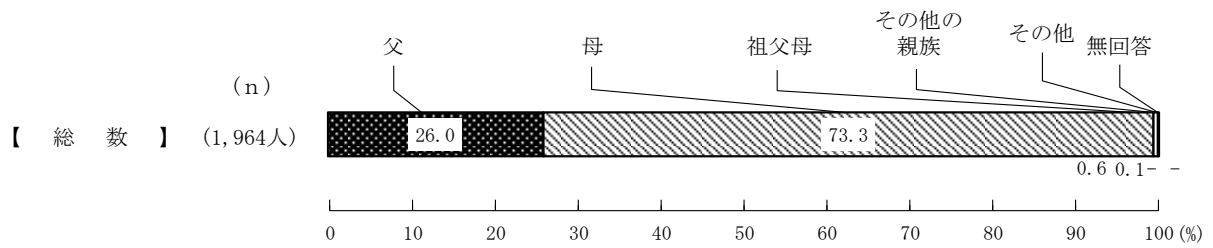


(8) 兄・姉の年齢

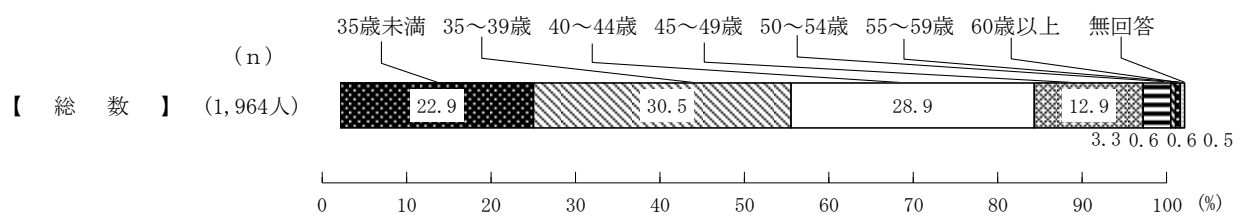
	総数	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳以上
n	1,657	0	2	43	85	122	126	113	122	207	171	138	114	84	66	64	113
%	100.0	-	0.1	2.6	5.1	7.4	7.6	6.8	7.4	12.5	10.3	8.3	6.9	5.1	4.0	3.9	6.8

[ウ 低年齢層の子供の保護者調査]

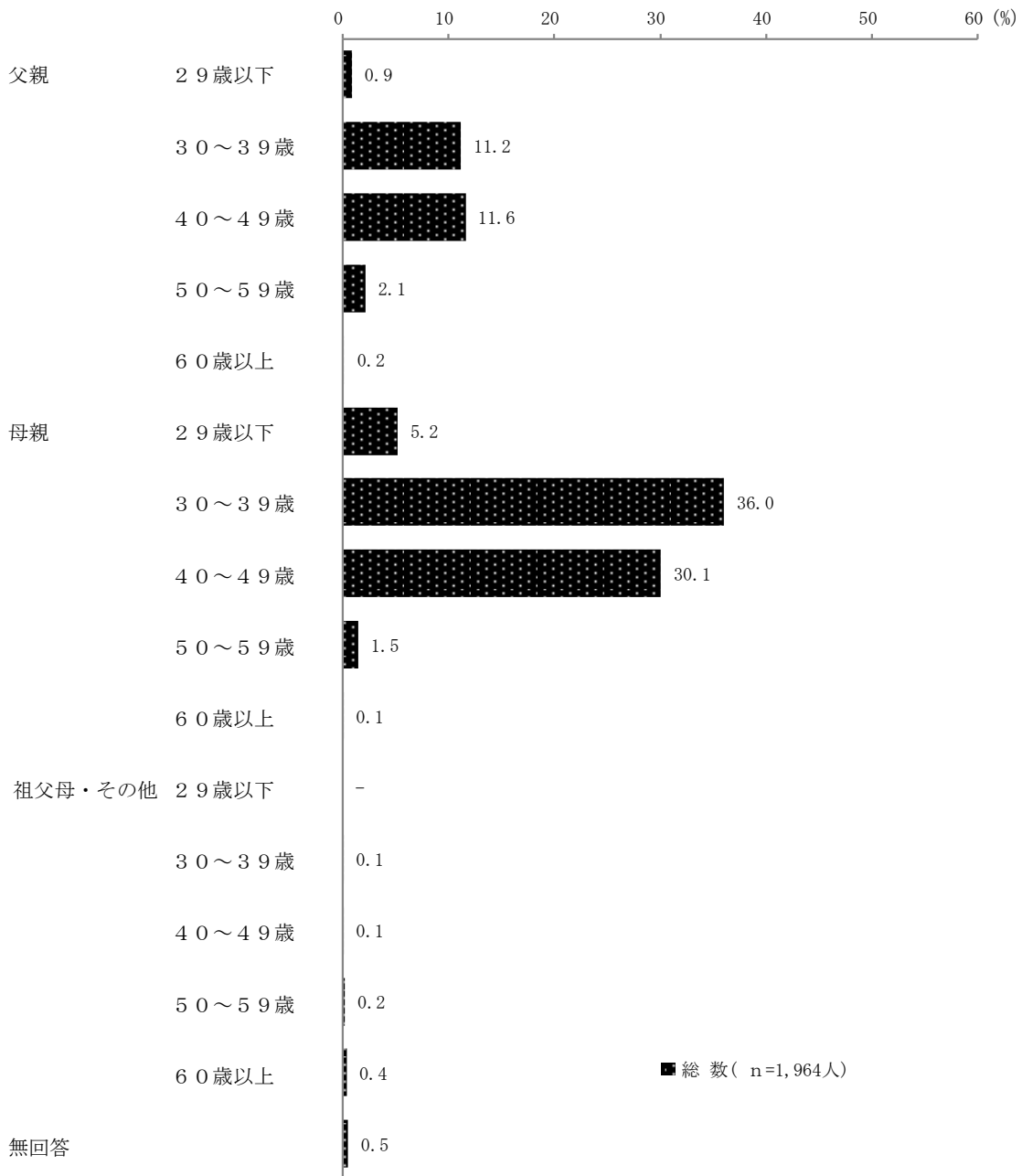
(1) 子供との続柄



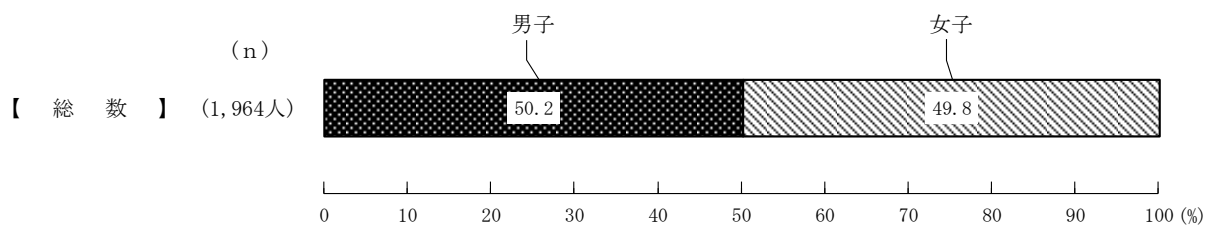
(2) 保護者の年齢



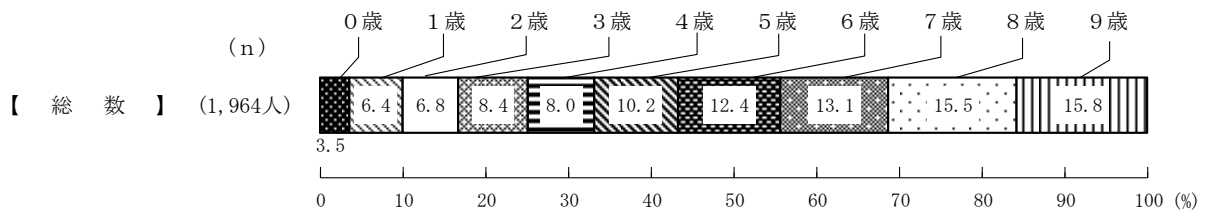
(3) 子供との続柄・保護者の年齢



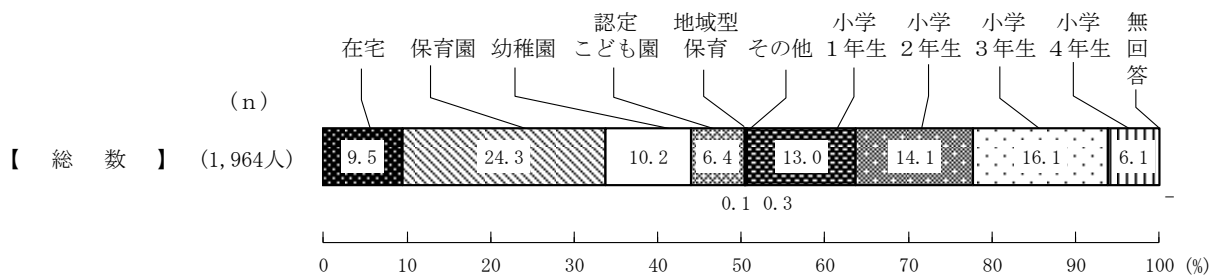
(4) 子供の性別



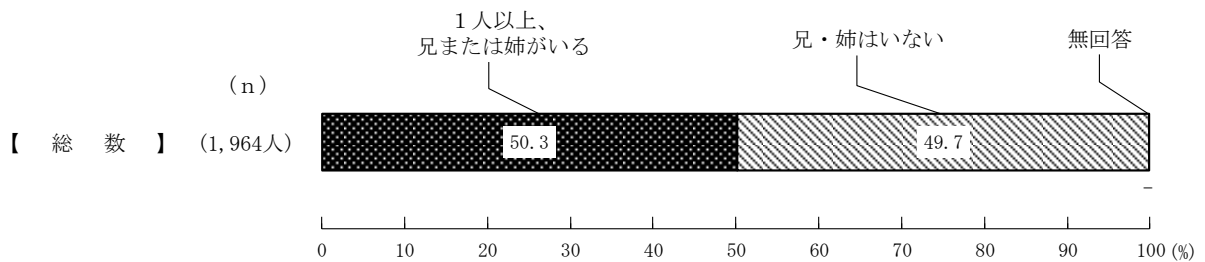
(5) 子供の年齢



(6) 通園・通学



(7) 兄・姉の有無



(8) 兄・姉の年齢

	総数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上
n	987	0	0	7	19	39	46	49	48	79	84	124	123	92	67	64	39	22	20	23	5	37
%	100.0	-	-	0.7	1.9	4.0	4.7	5.0	4.9	8.0	8.5	12.6	12.5	9.3	6.8	6.5	4.0	2.2	2.0	2.3	0.5	3.7